

(参考)

○前回資料（令和3年2月版）からの主な変更点は以下のとおり。

#### 輸出相手国別の検疫条件の概要

・EU 諸国向け盆栽・植木類について、マメコガネ、ナンヨウキクイムシ及びクワカミキリを対象とした新たな検疫措置が追加になった。